

## 平成24年度第5回理事会の開催

平成24年度第5回理事会が、平成24年12月5日、日本獣医師会会議室において開催された。

本会議では、議決事項として、①「1 諸規程の制定等に関する件」、②「2 賛助会員入会に関する件」について承認を得た後、次に協議事項として、①「1 会長推薦副会長の選定基準(案)に関する件」、②「2 福島第一原子力発電所20km圏内における家畜への対応に関する件」について協議し、了承された。続いて説明・報告事項として、①「1 政策提言活動等に関する件」、②「2 狂犬病予防事業の適正実施に関する件」、③「3 2012動物感謝デー in JAPAN開催に関する件」、④「4 部会委員会の開催に関する件」、⑤「5 獣医学術学会年次大会に関する件」、⑥「6 平成24年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況及び地区獣医師大会における決議・要望事項に関する件」、⑦「7 東日本大震災に係る動物救護活動及び獣医療復旧等に対する支援に関する件」、⑧「8 中間監査結果の報告に関する件」、⑨「9 業務運営概況等に関する件」について説明、報告がなされ、連絡事項として、「当面の主要会議等の開催計画に関する件」が説明された(第5回理事会の議事概要は下記のとおり)。

### 平成24年度第5回理事会の議事概要

I 日時：平成24年12月5日(水) 14:00～17:30

II 場所：日本獣医師会 会議室

III 出席者：

【会長】山根義久

【副会長】藏内勇夫、近藤信雄

【専務理事】矢ヶ崎忠夫

【地区理事】波岸裕光(北海道地区)

砂原和文(東北地区)

高橋三男(関東地区)

村中志朗(東京地区)

大野芳昭(中部地区)

中島克元(近畿地区)

柴田 浩(中国地区)

塩本泰久(四国地区)

坂本 紘(九州地区)

【職域理事】酒井健夫(学術・教育・研究)

麻生 哲(産業動物臨床)

細井戸大成(小動物臨床)

横尾 彰(家畜共済)

森田邦雄(公衆衛生)

【監事】岩上一紘、玉井公宏

(欠席) 職域理事 梅澤正親(家畜防疫・衛生)

木村芳之(動物福祉・愛護)

監事 佐藤ひさし

IV 議事：

【議決事項】

第1号議案 諸規程の制定等に関する件

第2号議案 賛助会員入会に関する件

【協議事項】

1 会長推薦副会長の選定基準(案)に関する件

2 福島第一原子力発電所20km圏内における家畜への対応に関する件

【説明・報告事項】

1 政策提言活動等に関する件

2 狂犬病予防事業の適正実施に関する件

3 2012動物感謝デー in JAPAN開催に関する件

4 部会委員会の開催に関する件

5 獣医学術学会年次大会に関する件

6 平成24年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況及び地区獣医師大会における決議・要望事項に関する件

7 東日本大震災に係る動物救護活動及び獣医療復旧等に対する支援に関する件

8 中間監査結果の報告に関する件

9 業務運営概況等に関する件

10 その他

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 その他

V 会議概要：

【会長挨拶】

1 冒頭、山根会長から大要次の挨拶がなされた。

(1) 昨日、衆議院選挙が公示されたが、各選挙区は大変混乱した状況にある。同様に、各地方獣医師政治連盟から、過去に例のない多数の地元議員に対する推薦が依頼されている。現在、その対応に追われているが、特に獣医師である城島光力財務大臣及び山際大志郎先生については皆様の支援をお願いしたい。

(2) この1年を振り返ってみると、厳しい環境下の中で様々なことがあったが、東日本大震災とそれに伴う原発事故の対応に追われた1年であった。その中でも残された20km圏内の警戒区域内の家畜については、喜ばし

いことによりやく本会としても支援体制を構築することができた。

(3) 文部科学省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」については、今期の会議を5回開催されたところであるが、これまでの検討結果を受け、国立大学においては、再編に近い形での取り組みが進められている。来年の4月には鳥取大学と岐阜大学が共同獣医学科を設置されるが、残された東京大学と宮崎大学についても取り組みが進められるものと考えている。

(4) 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」については、農林水産省（農水省）獣医事審議会の計画部会の中で時間をかけ議論され策定されたが、昨年9月以降、各都道府県では本方針に基づく都道府県計画の策定に取り組み、現在、ほとんどの都道府県が策定を終了された。すでに審議会の調査班が青森県と鹿児島県へ計画の検証に訪れ、その報告を受けたところである。近いうちに北海道と広島県でも調査が行われる予定であり、各県では、高い意識のもと実効性のある計画を推進されるものと期待している。これは公務員獣医師の処遇改善にも関連するものであり、各地方獣医師会（地方会）におかれても支援をお願いしたい。

(5) 動物看護師については、ようやく来年の2月に統一認定機構による第1回目の試験が実施されることとなり、将来の公的資格に向けた大きな一歩となるものと思われる。さらにチーム獣医療のあり方については、産業動物、野生鳥獣、実験動物の現場においても、体制整備の必要があると考えている。

(6) このように厳しい状況の中でも、課題に対しては様々な形で対応が進みつつあり、明年は、さらに一歩も二歩も推進したいと考えている。本日の理事会では、慎重な審議をいただき、その結果に沿って対応させていたきたい。

2 定款第40条の規定に基づき、山根会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

#### 【議決事項】

##### 第1号議案 諸規程の制定等に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、これまで検討してきた「日本獣医師会役員選任規程」については、平成24年度全国獣医師会会長会議における指摘を受け、修正等した事項としては、①定款上の役員定員と、理事会が推薦した役員候補者数に差があるため、総会の冒頭、改正数の議決する旨を本規程で規定すべきとの意見については、総会での会員の議案の提出権により、効果が発揮しないことから規程への記載を見送った。②公益法人法に従い、理事会での選定に漏れた者における立候補の権限が制限

されない内容とした。③理事会推薦役員候補者以外の立候補者は賛否を確認する方法により選任するが、定数を超える場合は選挙により選任するとした。④従来の当選者は、単に定数の得票数順に決定したが、今回は有効得票数の過半数に当たる得票を得た者とし、当選者数が役員定数を超える場合は、得票数の多い者の順に選任するとした。⑤また、役員定数に満たない際は、非当選者を再投票することとし、その結果が役員定数を超える場合も④を準用する。なお、最下位当選者が複数で同得票数であり、定数を超える際は、最下位当選者間で再投票を行うとした。⑥会長推薦副会長候補者を理由書で必要性を判断することは時系列的に不適切との指摘については、理事会が別に定める選定基準に適合し、推薦人となった会長候補者が選定された場合のみ選定できるとした。⑦会長候補者は、会長推薦副会長候補者の推薦理由書を選定期日の10日前までに、会長推薦副会長候補者が理事会で選定されたときは、会長推薦候補者は、推薦・同意書を選定期日の20日前までに推薦管理委員長に提出するとした。⑧役員立候補の受付手続が不明との指摘について、理事会での選定終了後、役員候補者の有無について会員に通知するとし、役員立候補者（本会の会員構成獣医師）は、選定期日の10日前までに役員立候補届出書を推薦管理委員長に提出、役員候補者は選定期日の7日前までに公示するをしたい。その他、公益認定移行による本会名称の引用箇所の変更及び女性職員の福祉の強化を目的として、「日本獣医師会職員就業規則」の一部改正及びそれに伴う、関連する「日本獣医師会嘱託職員等就業規則」及び「日本獣医師会職員給与規程」並びに「日本獣医師会職員退職金規程」の一部を改正したい旨説明され、承認が求められた。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、「役員選任規程」について、①役員立候補届出書は本人から提出されるのか。②一般の理事は推薦母体等の組織を背負い、責務を認識して候補者となるが、総会において理事会選定以外の候補者が立候補するのでは、総会等で混乱が起きるのではないか。③職域理事について推薦母体該当団体から、2人が推薦されたとしても、選定は理事会に任されており、理事会から再考を促すことはできると思われる。定数は、員数が増えても対応できるよう推薦数より多くしたものと理解する。④立候補届出書の届出者は正会員である地方会会長名となるが、地方会長が自ら立候補する際は、同意者も会長となるのか。⑤立候補届出者は、届出書の様式を見て初めて正会員であると理解されるが、選任規程の中にその記載がなく、混乱しないか。⑥地方会から推薦されるのであれば、会長候補者の人となりはわかるが、会長推薦副会長候補者は全くわからない者となることがあるため、会長候補者から、副会長候補者を紹介するような内容が地方会にも示され

れば良いと考える。⑦本規程案では現職の会長が次期も立候補して副会長を推薦できるが、新規会長立候補者は推薦できないことになる。これを避けるためには、役員を選任は総会承認事項であるから総会を終了した後、もう一度新たな臨時総会を開催して新たに選任された会長が副会長候補を諮ることが、手続き上理解しやすいと思われる。⑧理事会で選定されなかった会長候補者が立候補した場合、副会長候補も併せて立候補できるようにし、会長候補者の権利を平等とすべきである。⑨地方会によっては、行政の指導により一度全員役職のない理事に就任した後、その中から会長、副会長を互選する方法に改めたところもある。総会で決定した意向を理事会で覆さないと理解のもと、最終的には理事会で代表理事を決めることとしている。その他、「職員就業規則」関連について、⑩セクシャルハラスメント等の相談先については、正職員は顧問弁護士であるのに対し、嘱託職員等は事務局長となっているが、職員を管理監督する立場の者が加害者となる事例もあり、これらはすべて顧問弁護士とする必要がある旨の質疑、意見があり、これに対して、矢ヶ崎専務理事から、①については、正会員が提出する。②については、総会で届出、立候補する形では混乱するというので、事前の届出、立候補とした。候補者を絞ることは、会員の提案権の侵害につながる。現実的には理事会の選定後、地方会が推薦した候補者で選外となった者が立候補することを想定している。③については、産業動物、小動物及び動物福祉・愛護の3つの職域理事は、重複推薦の可能性があり、理事会で選定することとなる。④については、その場合、双方が同じ氏名となる。⑤については、推薦は地方会に限られており、立候補の受付の通知にその旨記載するので混乱はしないと思われる。⑥については、会長推薦の副会長は理事会で会長候補者が選定されて会長推薦副会長となるため、理事会で選定された会長候補者が総会で否決された場合、新たに就任する会長は副会長を推薦する権限がなく、その年の会長副会長候補者はない。補足して、山根会長から、従来の正会員からの推薦では、従来の2人の副会長の職務と差はない。なお、特命事項に取り組む常勤の副会長は、正会員の知らない候補者が推薦される可能性は十分にある。⑧については、山根会長から、検討したい。⑨については、定款上、最後は理事会の過半数で会長を決めるという条文があり、問題ないことを公益法人協会に確認している。山根会長から、最後は理事の互選で代表理事を決めるので、総会で承認された会長候補については、直後に理事会を開催し総会の承認を諮れば良いが、総会で認められた会長が理事会で承認されない場合もあり得ると理解する。⑩については、そのように修正したい旨それぞれ説明された後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

## 第2号議案 賛助会員入会に関する件

矢ヶ崎専務理事から、入会申込みのあった学生賛助会員3名について入会の可否が諮られ、本議案は異議なく承認された。

### 【協議事項】

#### 1 会長推薦副会長の選定基準（案）に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、役員選任規程の中で、会長推薦の副会長については、別に定める選定基準に応じて理事会で選定する旨規定しており、その選定基準を定める必要がある。

内容は、会長推薦副会長の選定の公平性、透明性を確保することを目的とし、適合性を評価することとして、会長推薦副会長の担当業務の決定として、①担当業務が本会の抱える今日的な課題の解消に貢献できること、②担当業務が緊急性の高いものであること、③担当業務が会長代理としての会長の渉外業務を付随するものであることとし、また、会長推薦副会長の勤務要件として、①担当業務の遂行に必要な勤務日数が確保できること、②勤務経験等による担当業務の処理能力が見込まれることということであり、さらに会長推薦副会長設置の財源的措置について、勤務体系を賄う財源的措置が可能とした。適合性評価の方法は、これらの会長推薦区分候補者から推薦理由書が提出された場合、推薦理由書に記載された事項について、適合の可否によって評価し、すべての選定基準を満たしている場合に適合と評価するとした旨が説明された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①「担当業務が会長代理としての渉外業務」については、「会長の渉外業務を代理執行」と明記した方が良い。②他の2名の副会長及び専務理事との関係、常勤される副会長と非常勤の会長の立場等を危惧している。③政治力があり、併せて交渉能力を備える人材が必要な時代が来たので、このような提案がなされたと理解しており、職務が重複することはないと考える。④会長推薦副会長は、特命事項を担当する旨職務権限の中で明確にする必要がある。また、名称も「特命副会長」としてはいかがか。⑤会長推薦副会長設置の財源的措置、その財源と額について確認したい。余剰金があるので本人材を設けるならば、会員へ会費を返還すべきである。⑥場合によっては、会長が2名いるような事態にもなりかねない。改めて両副会長に自身の職務を踏まえた意見、また、会長に特命すべきと考える課題について伺いたい。⑦これまでの会長、副会長の体制で順調に会の運営を進められ、さらにもう一步踏み出そうという意向であれば、我々理事はこれまで十分説明を受けてきているので、地区へ戻った際には説明を尽くし理解に努めたいと考えている。⑧制度変更の際はプラス面だけでなく、マイナス面も考



慮し、変更に係る経費等に十分留意する必要がある。⑨理事会は本会の会員に対する責任を負っている。一個人としては地区の代表として選出されており、地区の利害で判断するが、理事会として決議されれば、会長以下、副会長、藏内副会長、近藤副会長に協力し、地元での説明に努め、理事会の一員としての責務を全うする。定款のシステム上、このメンバーが顔を揃えているが、立場が異なっても同じ獣医師であり、信頼関係が重要である。自身の意向に沿わない結果でも、理事会の決定に従い、真摯に取り組まねばならない。これは妥協と調和の違いであり、調和がなければ何事も前に進まない。⑩ワーキンググループでは、会長推薦の副会長と学会担当職域理事について、定款を変更しないことを前提に議論し、副会長については置くことができるという理解で議論は終結している。これについては理事会で認めた上で、会長会議でも承認いただいた。今回、選定基準まで踏み込んだため、多くの理事が将来について心配されたものと思われ、本件は、「置くことができる」ということで留めておき、基準については保留とすべきである旨の質疑・意見等があり、これに対して、矢ヶ崎専務理事から、②については、これまでの議論を経てこの方向となり、副会長、専務理事の業務執行を明確にすべきとの指摘から、今後、業務執行理事の位置づけとともに、それぞれの業務権限を検討していきたい。補足して、山根会長から、今の体制で専務理事は、事務局全体を掌握する職務が中心であり、副会長は地方会の会長で多忙なため全ての渉外対応は困難である。これまで事案によってはその場で、会長としての決断を迫られる場面も多々経験しており、渉外担当がいれば一度持ち帰り検討できる時間が得られると考える。今後、ますます事業は多様化すると思われ、現在の私の立場でなく、将来に向け、特命事項の担当者を加えた体制の構築が必要と感じている。一方、この職務担当者を副会長にする必要がなければ、将来、定款を改正することも考慮される。⑤については、ワーキンググループの中でも試算を示したが、新しい財源、収入源を充てるのではなく、減価償却財源で対応できるものと考え、金額は1,000～1,500万円と見込んでいる。⑥について、藏内副会長から、基本的に副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合には、筆頭副会長である私が職務を代行する。業務執行幹部会議では、会長からの事業及び課題への対応状況の報告、今後の取り組みへの意見等をいただき、協議を行う。例えばある問題について理事会で議案としたいと希望された際、疑問があれば異議を唱えるし、正しければ推進を後押しする。会長推薦の副会長については、会長の経験により各省庁の折衝等で特命事項に取り組む人材は必要とされており、その意向を実現するため、案を練り、理事会で承認を得るよう努力している。近藤副会長から、就

任してようやく本会の執行体制を理解しつつあるが、藏内副会長とともに会長を支えるとともに、本件は会長の意向を実現すべく努力させていただいている。山根会長から、特命とすべき課題は大学の獣医学教育の改善充実、看護職の公的資格化、獣医師の処遇改善、狂犬病予防注射事業等であるが、期限を決めて解決する課題がある際は、このポストに適任者をあて最大限の力を発揮していただく必要性が生じるかもしれないと考えている旨がそれぞれ説明され、最後に会長から本日の意見を踏まえ、定款により副会長は「置くことができる」とあるので、今回の基準の策定は見送りたい旨発言され、了承された。

## 2 福島第一原子力発電所20km圏内における家畜への対応に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、次のとおり説明が行われた。

### ア 家畜(牛)の状況

- ・警戒区域内に残置された家畜：1,000頭以上生存と推定
- ・安楽死処分：840頭(4月現在)
- ・繋留頭数：15カ所820頭程度(9月20日現在)

### イ 現在までの家畜の救護対策

#### (ア) 放射線被曝牛の学術研究の活用

内 容：体内放射性物質濃度の尿及び体表面からの推定手法研究

共用動物：北里大学が飼育する33頭の被曝牛

試験結果：清浄餌の給与により多くの筋肉は3週間で放射性セシウム濃度は半分以下になる。尿中半減期は2週間前後

追加研究：放射性セシウムの体内吸収、代謝過程の評価による研究の妥当性の証明

その他：北里大学が繁殖雌牛を用いて行う、放射性物質の体内汚染分布及び排せつ機構の研究に対し、動物の福祉及び愛護の観点から支援することとし、実施に必要な費用(7,503,350円)を東北関東大震災動物救護活動等義援金から支出

#### (イ) 関係者情報交換会の開催

##### 第1回(7月5日)：

家畜飼育16農場参加、警戒区域内の低濃度地域への牛の移動、それから管理組合の創設、救護活動内容の要望等々について聴取

##### 第2回(10月26日)：

これらの主要研究活動支援のため設置された「一般社団法人 福島第一原子力発電所の事故に関する家畜と農地の管理研究会」が呼びかけ人となり、家畜飼育8農場が参集し、集約施設への家畜の移動、今後の救護活動について討議

(ウ) 地元関係者、団体等への協議

福島県農林水産部畜産課、南相馬市市長、福島県酪農協同組合等々への事情説明、協力要請

(エ) 今後の家畜の救護対策

支援先：

「一般社団法人 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる家畜と農地の管理研究会」

9月25日設立

代表理事 林 良博（東京農業大学教授）

目的：原発事故に関わった家畜を活用した研究活動の推進等

支援内容：

- ・飼養援助対象牛：殺処分非同意の農家のうち、飼養施設等あるいは牛の試験・研究の活用に同意する農家の牛を対象とし、20km圏内の3カ所（高線量区域、低線量区域、警戒区域外）程度の施設に集約して研究。繫留牛800頭のうち500頭程度が援助対象の見込み
- ・飼養援助内容：飼養管理、飼養給与、施設整備、診療、避妊・去勢の経費。研究会に雇用獣医師を置き、診療、妊娠診断、避妊・去勢の実施。避妊・去勢は、対象家畜の拡大防止のため、全農家を対象に福島県獣医師会と連携の上実施
- ・飼養援助期間：牛の研究活動への活用について同意を得次第、開始し、資金が枯渇した段階で終了。終了時点で、援助対象牛を所有者に返却

研究の実施：

- ・研究の公募：研究課題は広く募集し、研究会で審査の上、承認されたものについて実施
- ・研究経費：研究の実施主体が負担

支援経費：

- ・飼育管理費、診療費等：2,300万円（研究会等が行う協賛金、義援金及び本会義援金の一部から支給（一次、二次各1,000万円配分の予定））

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①昨年現地を訪れたが、未捕獲牛については、第2・第3世代が生まれており、400頭以上は存在している。②今回の研究結果のセシウム濃度の低減を根拠に、電力会社が人の影響がないと訴訟等に利用されることを懸念する。③殺処分非同意農家のうち、研究に同意しない方々の意向はどのようなものか。④生物学的除染の手法は、注目されていない。本会、あるいは獣医学会等で様々な形でその生物学的除染の必要性等を訴えるべきと思われる旨の意見があり、これに対して、山根会長から、②については、家畜に対する研究であり、人間に当てはめることは不可能であるため、その心配は不要である。家畜に対するデータからは、移動禁止を解除させる可能性も考慮される。③については、調査はしていないが、安楽殺、

研究に用いることを頑なに拒んでいると思われる。④については、研究団体は、愛護団体でなく、信頼のおける大学関係者のみとして、研究費用は出さないが、家畜の飼育環境を改善するという目的で管理を支援するということである。なお、北里大学の33頭の残りの二次の試験は、農家も安楽殺を承認しており、筋肉を部位ごとに解剖し、各々セシウムを測定することになる。同様に放れ牛も捕獲して行すが、殺さずに遺伝子レベルで研究、繁殖への影響、内外部被曝について長期にわたり検討している。本会が未来永劫に補償できるわけではないため、資金のある限りは支援するという立場を理解いただきたい。小動物への支援は、環境省、愛護団体が取り組んでいるが、家畜は放置されている。放れ牛は、痩せてはいるが野草を食べ、自由の身でストレスもなく、毛づやや良く元気であるが、施設に残された牛は飼料もなく、衛生面も劣悪で、これでは外国からの非難の声に反論できない。農水省では、安楽殺を実施するとしたが、現実には放れ牛と安楽殺に同意しない農家の牛が残り、何の取り組みもされない状況である。これらの牛はすでに経済動物とは見なされない状況に至っており、動物愛護の福祉と精神から本会が支援する旨説明され、了承された。

【説明・報告事項】

1 政策提言活動等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、9月20日、公明党では党員23議員を会員とした「公明党獣医師問題議員懇談会」を設立され、10月9日に開催された、第1回目の懇話会に本会も出席し、「獣医師・獣医療及び動物の福祉施策推進に関する要請」を実施したところである。そのうち獣医学教育の改善の要請については、同席された全国大学の獣医師関係代表者協議会、国公立大学獣医学協議会及び私立獣医科大学協議会の会長からも、併せて陳情がなされた旨が説明された。

2 狂犬病予防事業の適正実施に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、狂犬病予防注射事業については、先の理事会で協議し、地方会の基幹の事業であるため、地方会に対して、野外集合注射の廃止、狂犬病予防事業からの撤退、その場合の地方会の運営方法等々についての検討を依頼し、その結果を踏まえた上で厚生労働省（厚労省）、農水省等の関係各省、地方会等の関係団体による検討会を設置し、協議することとされたことを受け、11月7日付けで地方会へ検討の依頼を通知した。これに対して一部の地方会から「狂犬病の廃止を前提にして協議するのはいかがか」等の意見があったが、「廃止が前提ではなく、廃止も含め、広く深く検討いただきたいとの趣旨である」と回答した旨が説明された。



(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①平成18年、山根会長が会長就任早々に取り組み、厚労省健康局長から、狂犬病対策の充実強化として、各県知事に対して地元獣医師会と連携しての事業推進に言及された通知をされたが、このような経緯を十分踏まえ、地方会で議論いただきたい。②獣医師と異なり、弁護士、公認会計士、税理士は、当該資格の団体に入会しないと開業できない。また、公認会計士、弁護士、税理士、医師、歯科医師、弁理士、一級・二級建築士、不動産鑑定士は、6万円の登録税を負担しているが、獣医師は、行政書士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、薬剤師、測量士と同様3万円の負担となっている。狂犬病に関しては、自治体と地元の獣医師会が契約することにより、地方会に入会している獣医師でなければ集合注射の実施はできないようにすべきとの意見もあったが、現状では困難であり、地方会に所属しないと開業できない職種となるよう取り組むことにより解決の一助となるものと考えたとの意見、要望があり、これに対して、矢ヶ崎専務理事から、地方会での検討結果は2月に取りまとめ、根本から検討させていただきたい旨が説明された。

### 3 2012 動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、開催の報告に併せて、平成25年度については、これまで開催日とした10月の第一土曜日が国民体育大会、翌週も全国障害者スポーツ大会の開催と重なるため、10月26日の開催としたい。なお、寄付金収入が前年よりも減少したが、屋外イベントにおけるレンタル機材のリース等は週末の土日2日間の料金設定がされている等の理由で、協賛を見送る団体等も考えられるので、2日間の開催についても地方会の意見を踏まえ、検討したい旨が説明された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①第1, 2回の開催の際は「in 東京」であったが、これは東京での開催を中央と位置づけ、各ブロックでも開催できるよう「in JAPAN」に変更した経緯、さらに会長推薦副会長の手当ても含め、財政的に厳しい実情等を踏まえ、2日間行うことについては慎重に検討すべきである。②ある政令市の小動物獣医師会と当該市の共催で開催された動物愛護フェスティバルにおいて、来場者の同伴した犬が他の同伴犬を咬傷するという事故事例があり、参加していた獣医師の応急処置により一命を取り留めた。しかし、噛まれた犬の飼い主が将来の後遺症等への対応を含め、主催者責任を強く求められたため、同獣医師会で弁護士等に相談したところ、主催者に過失は認められないと判断されたが、地元大学の動物医療センターで1カ月後の健診と1年後の健診を行うことで解決された。各地の獣医師会等で開催される動物愛護フェスティバ

ル、動物感謝デー等でも起こり得ることなので留意いただきたい。③当県でも動物感謝デーを動物愛護週間である9月に開催するが、今年は猛暑であったため、同伴された動物が熱中症にかかるという事故があり、事前の対策が必要と思われる。これに対して、山根会長から事業の実行委員会でも検討したい旨が説明された。

### 4 部会委員会の開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部長である職域理事から次のとおり説明がなされた。

まず、細井戸理事から、①小動物臨床部会の療法食の在り方検討委員会については、10月29日に第4回委員会を開催し、委員会報告取りまとめに向けた検討の中で、「食餌療法」の重要性や位置づけを示し、「療法食とは本来こうあるべき」という方向性を示すこととされ、また報告書の読者は診療獣医師を念頭に置くが、一般の飼育者やマスコミ関係者も考慮することとされた。今回は、流通の課題等は見送ることとされ、定義づけのガイドライン作成の意向で検討が進められた。なお、療法食の健康被害の事例を各地方会等の協力を得て調査させていただいたが、今後も継続的に実施する必要性、さらには療法食の認定、評価を行う第三者委員会の設置等も今後の課題とすべきとの意見が出された。報告書については、これまでの議論を踏まえ、委員長、副委員長及び事務局で整理し、作成することとされた。次に森田理事から、②家畜衛生部会の家畜衛生委員会及び公衆衛生部会の公衆衛生委員会については、10月22日に第12回委員会を合同で開催し、まず、農水省の担当官から「ヨーネ病検査に関する技術検討会」について報告を受けた。これは今期のテーマの一環として、家畜衛生サイドからの課題として、北海道獣医師会から提出された、平成19年神奈川県でヨーネ病の疑似患者が出た際、疾病が診断された時点で検体を採材した日に遡り製品を回収するという対応事例についての改善要望をもとに、双方の立場で議論を進めてきたが、今回は検査現状についての解説をお願いしたものである。これまでの議論の中で、家畜衛生サイドでは、現状のELISA検査は時間を要するため、製品回収による被害を考えると検査はできない状況にあるとして、殺菌により菌は死滅しており、通常の疾病の判断同様、陽性と判断された時点からの出荷停止とするよう、厚労省の食品衛生法の解釈のあり方について改善を求めたいとする一方、公衆衛生サイドでは検体採取で陽性ならば、ヨーネ病に感染した牛乳であれば当然、遡り廃棄すべきという見解である。担当官から、現在、リアルタイムPCRでの検査を取り入れたと説明されたが、結果を得るには2, 3日を要するため、双方ともヨーネ病の撲滅は重要としながらも、両委員会の意見を調整

し、厚労省等への要請につなげるには時間を要すると思われる。次に、動物用医薬品協会からの不活化ワクチンの使用制限に関する要望書への賛同については、産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生委員会及び公衆衛生委員会に意見聴取したが、賛成という委員会と、アジュバントの安全性は不明等の意見のある委員会があり、意見の統一が得られず賛同は見送った。また、検討テーマについては、先のヨーネ病に対して、公衆衛生サイドからの課題として、牛の白血病によると畜場での廃棄事例の増加について、厚労省、農水省、家畜衛生、公衆衛生が共に対策を取り組むテーマとされた。一方、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターについては、札幌市での漬物を原因とする死亡事例もあり、生産サイドにおける対策が求められた。鶏のサルモネラについては農水省でも取り組まれており、これらについても両委員会で検討したい。今期テーマについては、任期中に取りまとめを行うか、次期も延長して検討すべきか、両委員長及び事務局で相談し、検討することとされた。その他、公衆衛生分野のインターンシップについては、各大学で取り組まれており、引き受け先の増加の必要性等について議論され、次回までに大学関係者である植田、丸山両委員にモデル実習カリキュラム案を作成いただくこととされた。続いて、矢ヶ崎専務理事から、③職域総合部会の野生動物対策検討委員会については、10月23日に第8回委員会を開催した。本会の野生動物保護のあり方の検討は、傷ついた野生動物を救護する人道的な行為と、生物多様性を保全する行為の両面を調和させながら進めてきたが、今日、野生動物はリスクを内在させた存在として再認識をする必要があるとして、先般、これまでの内容と異なった中間報告を作成され、地方会へ意見を求めたところである。地方会の意見には「報告では大半を従来の野生動物批判に終始しており、現場放置を一つの選択肢とするのは、獣医師として容易に受け入れ難い」、「野生動物を守る立場の団体であるのか、それとも野生動物はあくまで生態系の一要素と捉え、個体の保護を一切認めない団体となるのか」という捉え方をされた地方会もあった。中間報告が説明不十分な面もあったが、従来の野生動物保護対策の延長線上として、新しい発想である個体管理から群管理、生態系の保護等を強く打ち出したものであり、これらの意見も踏まえ、さらに詳細に検討し、分かりやすい説明に努める一方、相当の分量が想定されるため、ダイジェスト版作成の必要があるとされた。また、リハビリテーション、個体管理から群管理等の新たな概念についての理解を得るために小委員会を設けて検討する必要があるとされた旨がそれぞれ説明された。

## 5 獣医学術学会年次大会に関する件

矢ヶ崎専務理事から、地方会あて、平成24年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会（大阪市）について、広報用パンフレットを作成したので、所属会員構成獣医師への周知等の依頼を通知した。併せて酒井理事から、現在、充実した企画が出揃い、担当の大阪市獣医師会が尽力いただいております、全国から参加について協力いただきたい。さらに細井戸理事から、動物の遺棄、殺処分等をテーマに宮崎県獣医師会の協力で制作された映画「ひまわりと子犬の7日間(3月封切予定)」について、2月10日12～14時の間、年次大会会場にて一般市民の動員を図るため、試写会を上映する予定である旨説明がなされた。

## 6 平成24年度 地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況及び地区獣医師大会における決議・要望事項に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、平成24年度 地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催については、各地区盛會裏に終了されたことをお礼申し上げる。なお、地区獣医師大会における決議・要望事項については、それぞれについて国等への要請、本会、地方獣医師会での取り組み等、対応別に取りまとめる予定である。酒井理事から、11月7日に学会会長副会長会議が開催されたが、その中で、本年度は、地区学会との現状の認識、情報、問題点の共有化等を目的として、学会各分野の会長副会長のうち1名を各地区に派遣させていただいたが、地区により派遣者への対応に温度差があったため、次年度以降、派遣者からの講演、挨拶等の機会を是非とも設けていただきたい旨が説明された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①中国地区では公衆衛生学会の発表が非常に少ない。公務員獣医師の不足も一因かもしれないが、主たる理由を伺いたい。②中部地区の要望である「獣医師学のすすめについて」の具体的内容を伺いたい。これに対して、矢ヶ崎専務理事から、①については、投稿論文数も同様で、公衆衛生分野の方は事業所内の発表会を優先されていると聞いている。本会では、獣医公衆衛生学会の石黒学会長が中心となり、発表や投稿の推進を通知等で積極的に呼びかけている。大野理事から、②については、例えば獣医師がワンワールド・ワンヘルスという言葉の意味を一般市民に問われた際、表面的なものでなく本質を説明できるよう、獣医師として広い視野をもつために、獣医師の関連事項を学ぶ機会を作る提案である旨が説明された。

## 7 東日本大震災に係る動物救護活動及び獣医療復旧等に対する支援に関する件

矢ヶ崎専務理事から、10月31日現在で支援義援金は、1,070件、1億7,113万2,641円の寄付をいただいており、地方会への調査結果を踏まえ、平成24年度10月11日、11月20日の2回に分け、第4回目の配分を実施した旨が説明された。

## 8 中間監査結果の報告に関する件

玉井監事から、本日、午前中、岩上監事とともに9月末の事業の執行状況、会計等について精査し、適正に処理されている旨確認した。なお、公益目的事業比率は70%を確保しているが、社会情勢を反映してか、愛護事業の収入、動物感謝デー協賛金収入の低下、会誌の広告取扱業者の倒産による貸倒れ損失等が計上されており、今後、理事各位にも情報を共有いただき、業務の推進をお願いしたい旨が説明された。

## 9 業務運営概況等に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、平成24年9月1日から平成24年11月30日までの業務概況等について説明がなされた。

### 【連絡事項】

#### 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

矢ヶ崎専務理事から、当面の主要会議等の開催計画について説明がなされた。

#### 2 その他

##### (1) 診療獣医師の処遇等に関する調査について

5月25日付けで通知された診療獣医師の処遇等に関する調査については、6月25日を期限に、開業構成獣医師の比率に応じた人数の回答を返送するよう依頼された。プライベートに関わる調査内容もあったが、会員獣医師へ回答の徹底をお願いし、延長された期限内に依頼された人数分の回答を提出した。事務局へ問い合わせたところ、担当者から業者へ集計を依頼中であると回答されたが、5カ月を経過した現在、その結果はどうなったのか。また、このようなアンケートは調査項目等につい

ては、本来の目的に沿った回答が得られるよう、予め専門の業者と相談して作成すべき旨の要望があり、これに対して、矢ヶ崎専務理事から、アンケートについては、機微にわたる調査項目、個人情報に関わる項目もあり、各地方会には大変苦勞をおかけした。現在、集計を終了し、その内容を解析中であるが、結果が出次第、報告させていただきたい旨説明された。

##### (2) 企業経営の小動物診療施設に勤務する獣医師への対応について

①現在、企業経営の小動物診療施設が増加傾向にある中、開業獣医師は飽和状態にある一方、飼育動物数は減少傾向にあるという。このような状況下で当獣医師会では、会員外の獣医師に対する入会を促進している。これまでのように敵対するのではなく、本来の獣医師の職務である市民へのサービスの向上拡大と考え、共存共栄を図っていきたい。会員外獣医師は、本会及び地方会の主催以外の研究会等へ出席することでの技術的研鑽に励んでいる。これまでの経緯等はあるにせよ、地元地方会に所属されるよう資格条件等を緩和して入会を促進し、彼らの知識、技術を得ることも重要と思われる。本会としても、山根会長から様々な企業等に対して、本会へ入会するよう呼びかけを依頼したい。②前回の小動物委員会においては卒業臨床研修制度の実効性を確保するためには農水省指定の臨床研修施設を増加させる必要があり、その一法として企業経営の診療施設との連携も考慮すべきとの意見が出された。また、狂犬病予防注射については、会員外獣医師の対応について地方会は神経質になっているが、実際、個々の動物病院の収入割合としては、2.5%程度と分析されていることを認識いただきたい。一方、将来、消費税が10%に増税された際、地方経済が疲弊している中、小規模な動物病院における診療料金等、その経営は大きく変化すると思われる。過去20年、会員外獣医師を批判してきたが、飼育動物の減少、経済的な日本の疲弊、特に地方での消費の縮小等を背景とした、小動物医療のあり方の将来像については、会長が取り組むべき特命事項と思われる旨の意見があり、これに対して、山根会長から、将来に準備すべき事項等についても必要性に鑑み、対応したい旨説明された。